

平成25年7月3日

建設工事等における市内企業の活用の促進について

日進市では、本市発注の建設工事等において、地域経済の活性化、地元企業（日進市内に本店を有する者）の育成を図る観点から市内企業への受注機会の確保に努めております。

昨今、地元企業の取り巻く社会環境は大変厳しいものとなっております。本市といたしましても、このような状況を乗り切るため、国の地域経済活性化交付金等活用した公共事業の実施など経済対策を実施しているところでございます。

建設業を営まれている皆様におかれましても、このような状況をご理解いただき、本市発注の建設工事等の施工に際し、次のとおり努めていただきますようお願い申し上げます。

1. 下請発注における市内企業の活用

工事等の一部を下請により施工とする場合は、市内企業（日進市内に本店を有する者）を優先して活用するよう努めてください。

2. 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守

下請発注に際しては適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど建設業法等の関連法令を遵守し、下請契約の適正な履行に努めてください。

3. 工事資材、機材の購入や借入れにおける市内企業の活用

工事施工に必要な工事資材、建設機械等の購入や借入れをする場合は、市内企業（日進市内に本店を有する者）を優先して活用するよう努めてください。